

令和 2 年 度
昭島市立つつじが丘小学校 P T A
第 5 回 定期総会

書面開催となりました P T A 総会の承認について結果を
ご報告いたします。

【世帯数】 4 5 6
【承認】 3 6 5

承認数が過半数を超えましたので、すべての議案は承認されました。
同意書のご提出ありがとうございました。

※なお、承認された内容を含めた資料は 7 月 2 1 日～ 3 1 日まで H P 掲載予定です。

◆会長挨拶◆

今年度はいつもと違う形での出発になりました。

このようなかつてない経験も皆様と共に乗り越え、将来への財産として
いきたいと思えます。

これからも子供達が楽しく通えるよう、また保護者の皆様が安心して
児童を学校に通わせられるよう活動してまいります。

皆様にはますますのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和 2 年度 P T A 会長 堀田 信博



昭島市立つつじが丘小学校 P T A

昭島市立つつじが丘小学校校歌

石井 亨 作詞・作曲

1. 緑広がる 昭島の街

遠い昔は くじらが遊んでいた
街を飾るつつじは 優しい心を
共に分け合う喜び 教えてくれる
さあ 歌おう その手をつないで
羽ばたく仲間 つつじが丘小学校

ラララ晴れた日は 庭（校庭）でボール追いかけ
ラララ雨の日は 部屋（教室）で明日の夢話そう

2. 笑顔輝く 昭島の街

遠く近くに 泉が湧いている
青く広がる空は 強い心を
共にはぐくむ喜び 教えてくれる
さあ 歩こう その手をつないで
夢見る仲間 つつじが丘小学校

ラララ ラララー

～ 目 次 ～

1. 第5回 定期総会表紙 校歌
2. 令和元年度 活動報告
 - ①本部役員会
 - ②学級・学年委員会（選考委員会）
 - ③広報委員会
 - ④地域委員会
 - ⑤交通安全委員会
3. 令和元年度 会計決算報告
4. 令和元年度 会計監査報告
5. P T A会則 会則の改正（項目追加）
6. 令和2年度 P T A役員、委員の選出について →別紙配布しております
7. 令和2年度 活動計画
 - ①本部役員会
 - ②学級・学年委員会
 - ③広報委員会
 - ④地域委員会
 - ⑤交通安全委員会
8. 令和2年度 P T A会費・予算
9. つつじが丘小P T A会則

令和元年度 P T A本部 活動報告

No	活 動 日	活 動 内 容
1	4月20日(土)	新P T A役員顔合わせ、引継ぎ会議
2	5月11日(土)	P T A総会(第4回定期総会)、P T A通信発行
3	5月27日(月)	P T A会費集金
4	6月 7日(金)	市小P T A総会 懇談会出席(昭島市役所 市民ホール)出席:上田校長、森本副校長、堀田、三浦、金子、八田、岩佐
5	6月 8日(土)	第1回本部役員会
6	8月30日(金)	第2回本部役員会
7	9月 7日(土)	第1回全体委員会、P T A通信発行
8	9月28日(土)	運動会 受付・来賓接待の手伝い、テント片付け等 P T A競技「みんなで繋ごう!つつじっ子リレー!」
9	11月 6日(水)	P T A行事「体育館クリーンデー」
10	11月 8日(金)	市小中P T A教育懇談会(昭島市役所 市民ホール) テーマ「南極の魅力とエコ生活(身近な環境問題について考える)」 講師 国立極地研究所特任教授 渡邊 健太郎氏 出席:上田校長、森本副校長、堀田、石井、永井
11	11月~	卒業記念品の選定 地域の方への謝礼の品選定
12	12月23日(月)	本部臨時会議
13	1月10日(金)	第3回本部役員会
14	1月17日(金)	次年度「P T A役員選出アンケート」配布
15	1月25日(土)	第2回全体委員会、P T A通信発行
16	2月 2日(日)	市小P視察研修会(日本化学未来館) 出席:堀田
17	2月12日(水)	次年度のP T A関連会議日程打合せ
18	2月~	新本部役員の選出
19	3月~	臨時休校のため活動休止

2) 昭島市公立小学校PTA協議会関連

No	活 動 日	活 動 内 容
1	6月 7日 (金)	総会・懇親会 会場：昭島市役所 (出席：上田校長、森本副校長、堀田、八田、金子、岩佐 及び本部役員)
2	7月 4日 (木)	第1回役員会 会場：中神小学校 内容：理事会のテーマについて、役員会について、教育懇談会 について、視察研修について、第1回理事会の進行につ いて、その他 (出席：堀田)
3	7月11日 (木)	第1回理事会 会場：中神小学校 内容：各校校長及びPTA会長顔合わせ、状況報告(年間を通し ての活動内容の確認、意見交換、その他) (出席：上田校長、堀田)
4	9月12日 (木)	第2回理事会 会場：中神小学校 内容：近況報告、情報交換 協議事項：市への要望書について、教育懇談会について、 視察研修について、その他 (出席：堀田)
5	11月 8日 (金)	教育懇談会 会場：昭島市役所 市民ホール テーマ：南極の魅力とエコ生活(身近な環境問題について考える) 講師：国立極地研究所特任教授 渡邊 健太郎氏 (出席：上田校長、森本副校長、堀田、石井、永井)
6	11月16日 (土)	中部ブロック事業 研修会 防災体験 会場：立川防災館 (出席：堀田)
7	2月 2日 (日)	視察研修会 会場：日本科学未来館 (出席：堀田)
8	2月13日 (木)	第3回理事会 会場：中神小学校 内容：近況報告、情報交換(教育懇談会について、市への要望 書について、視察研修について、その他)、 渉外担当報告 協議事項：今後のスケジュール(市小P協総会日程等) (出席：堀田)

【昭島市いじめ問題防止会議】

No	活動日	活動内容
1	7月 2日 (火)	①いじめの未然防止・早期発見に向けた取り組みについて ②児童・生徒の携帯電話、スマートフォンの所持に関わる問題について ③その他 (出席：上田校長、堀田)
2	12月 5日 (木)	①事務局からの報告 (中学生いじめ防止ポスターの取り組みについて、いじめ防止に向けた小中学生の交流活動について、家庭版「いじめサイン発見シート」の活用について) ②携帯電話、スマートフォンに関わる問題について ～道徳授業地区公開講座用DVDの活用について～ ③その他 (出席：上田校長、堀田)
3	3月 6日 (金)	中止

(3) 地域団体関連

【学校評議会】

No	活動日	活動内容
1	6月28日 (金)	第1回評議会 (出席：上田校長、森本副校長、堀田を含む評議員)
2	12月19日 (木)	第2回評議会 (出席：上田校長、森本副校長、堀田を含む評議員)
3	2月27日 (木)	第3回評議会 (出席：上田校長、森本副校長、堀田を含む評議員)

【市立武蔵野会館運営協議会】

No	活動日	活動内容
1	5月19日 (日)	第14回定期総会
2	9月 7日 (土)	武蔵野会館まつり実行委員会
3	10月26日 (土)	武蔵野会館まつり実行委員会
4	11月 3日 (日)	武蔵野会館まつり

令和元年度 選考委員会 活動報告

No	活動日	活動内容
1	9月10日(火)	選考活動に関する打合せ
2	9月13日(金)	「会長、副会長候補者選出について」印刷・配布
3	10月4日(金) ～10月10日(木)	選出アンケート締切・回収・開封・選考→会長候補者より承諾を得る
4	10月15日(火)	候補者に電話にて連絡開始
5	3月	「会長候補者決定についてのご報告」印刷・配布

令和元年度 給食試食会 活動報告

No	活動日	活動内容
1	5月11日(土)	給食試食会打合せ
2	5月15日(水) ～5月20日(土)	「給食試食会のお知らせ」印刷・配布・回収・集計
3	5月22日(水) ～5月27日(月)	参加者確定、ご案内印刷・配布
4	6月11日(火)	キャンセル締切日、学校側食材手配
5	6月19日(水) ～6月20日(木)	栄養士さんとの打ち合わせ
6	6月25日(火)	給食試食会開催、アンケート回収、反省会

令和元年度 広報委員会 活動報告

No	活動日	活動内容
1	4月20日(土) ・5月11日(土)	役員顔合わせ、打ち合わせなど
2	5月14日(火)～	1学期広報誌 登校見守り写真撮影
3	6月中旬 ～7月12日(金)	1学期広報誌 原稿最終チェック、入稿、配布
4	6月25日(火) ～11月6日(水)	2学期広報誌 給食試食会・5年生移動教室・杉の子宿泊学習・運動会・PTAクリーンデー写真撮影、写真データ収集、コメント依頼
5	11月中旬 ～1月8日(水)	2学期広報誌 原稿最終チェック、入稿、配布
6	11月30日(土) ～1月18日(土)	3学期広報誌 ステージフェスティバル・たこ作り教室・特別支援学級合同学習発表会・席書会写真撮影、写真データ収集、コメント依頼
7	2月10日(月) ～3月24日(火)	3学期広報誌 原稿最終チェック、入稿、配布

令和元年度 地域委員会 活動報告

No	活動日	活動内容
1	5月11日(土)	打ち合わせ(年間行事の役割分担)
2	6月8日(土)	つつじが丘小学校地区ウイズユース総会 出席
3	7月6日(土) ~7月21日(日)	「ハイツ祭り」テント設営・模擬店 お手伝い
4	10月20日(日)	「つつじが丘小学校地区ブロック動会」お手伝い
5	11月3日(日)	「武蔵野会館まつり」お手伝い
6	11月24日(日)	「青少年フェスティバル」模擬店お手伝い
7	12月3日(火)	風配布準備
8	2月22日(土)	ウイズユース研修会(苔玉作り)参加

※上記活動の他、月1回ウイズユース常任委員会に参加

令和元年度 交通安全委員会 活動報告

No	活動日	活動内容
1	4月20日(土)	役員顔合わせ、打ち合わせ
2	7月1日(月) ~7月12日(金)	当番希望カレンダー9月~10月分掲示、集計、お知らせ印刷、配布
3	9月28日(土) ~10月16日(月)	当番希望カレンダー11月~1月前半分掲示、集計、お知らせ印刷、配布
4	11月29日(金) ~12月13日(金)	当番希望カレンダー1月後半~3月分掲示、集計、お知らせ印刷、配布
5	4月6日(月)	新1年生・転入生向け活動案内の印刷、配布

※カレンダー掲示日2~3日前に連絡メール2でお知らせ

令和元年度 会計決算報告書

自 平成31年4月 1日
至 令和 2年3月31日

1. 一般会計口

収入の部					(単位:円)
項目	予算額	決算額	差額	摘要	
会費	保護者	472,800	466,800	-6,000	¥1,200 × 389世帯
	転入	0	2,900	2,900	転入¥1100 × 1世帯、¥700 × 2世帯、¥400 × 1世帯
	教職員	34,800	34,800	0	¥1,200 × 29名
	雑収入	0	2	2	利息¥1 × 2
前年度繰越金	159,913	159,913	0		
収入合計	667,513	664,415	-3,098		

支出の部					(単位:円)
項目	予算額	決算額	差額	摘要	
運営費	備品・消耗品費	95,000	34,413	60,587	コピー用紙、文房具 他
	全体委員会費	13,000	10,368	2,632	会議費
	渉外費	30,000	28,500	1,500	昭島市小学校PTA協議会行事会費
活動費	本部役員会費	235,000	172,506	62,494	PTA行事費、記念品代、会議費、見守りボランティア謝礼品 他
	学級・学年委員会費	28,000	28,000	0	コロナウイルス感染症の影響で未精算 7月精算予定
	広報委員会費	70,000	70,000	0	コロナウイルス感染症の影響で未精算 7月精算予定
	交通安全委員会費	18,000	18,000	0	コロナウイルス感染症の影響で未精算 7月精算予定
諸費	分担金	8,500	8,500	0	昭島市小学校PTA協議会 分担金
	見舞・慶弔費	10,000	5,130	4,870	
	団体保険料	45,000	40,886	4,114	傷害保険、賠償責任保険、振込手数料
	積立金	30,000	30,000	0	積立口へ移行
	PTA会費返金	0	500	-500	転出のため返金(1世帯5か月分)
	予備費	85,013	0	85,013	
支出合計	667,513	446,803	220,710		

収支の部			(単位:円)
収入額		664,415	
支出額		446,803	
繰越金		217,612	令和2年度PTA会計に繰り越し

2. 積立口			(単位:円)
収入	前年度繰越金	90,000	平成28年度～30年度分 積立金
	積立金	30,000	令和元年度分 積立金
現在額	120,000		

上記の通り令和元年度の会計報告を致します。

令和2年3月31日	つつじが丘小学校PTA	会 長	堀田 信博
		会 計	杉崎 良恵
		会 計	由良 留衣
		会 計	石川 礼子
		会 計	政野 芳美
			(認印省略)

監査の結果、相違ないことを認めます。

令和2年7月11日		会計監査	西田 紀子
		会計監査	川村 智子
			(認印省略)

PTA会則 会則の改正（追加）

会則 第六章として『緊急事態等、通常の活動が行えない場合の対応』を追記することを提案いたします。

（提案理由）

この度、コロナ禍において、行政からは緊急事態宣言が発令され、社会のあらゆる分野で自粛が要請される事態となった。「新しい生活」に表されるように、社会通念さえもが変わろうとしている。教育現場においても休校措置に始まり、授業の受け方、食事のとり方等、児童の登校から下校まで、学校教育の範疇でこれまで当然とされていたことが覆され、従来とは違う新たな形での運営が必要とされている。

PTAの運営は児童の幸福に寄与することをその目的としている。故に、PTAは学校と協力し、児童が安心して学校で学べること、及び、各児童の保護者が安心して児童を学校に預けられることを最優先しなければならない。

よって、今後も教育現場において、予測不能なできごとや誰も経験したことがないような事態に至り、対応を余儀なくされた場合、社会状況にあわせ柔軟に対応するべく、会則の追加を提案する。

（改正・項目追加 詳細）

第六章 緊急事態等、通常の活動が行えない場合の対応

第37条 緊急事態等、確たる理由のもと、通常のPTA活動が行えない場合は、学校と協議の上、PTA会長の決済により対応措置を講ずるものとする。

- 1 PTA本部は学校と協議の上、PTA活動の変更及び活動の有無を決定する権限を有する。尚、決定事項の有効期限は該当年度のみとする。
- 2 総会の開催が不可能である場合には、書面をもって報告、決議、承認を行うことができるものとする。
- 3 PTA本部には相談役として、役員経験を有する既卒の保護者の中から、本部の運営を補助する目的の人員を配置することができる。人選においては学校と協議の上決定する。
尚、相談役の期限は配置された年度内とし、やむを得ない場合は該当年度の業務が終了するまでとする。
- 4 その他、ここにはない事態が生じ対策を講じる場合、PTA本部は学校と協議の上、PTA会長の決済において別途対応措置を検討し施行する権限を有する。

令和2年度 活動計画

1. 年間活動テーマ

《 育もう！つつじの輪

～学校、地域、子供たちと手と手をつなぐPTA～2020～ 》

2. 活動方針

- 「すべては子どもたちのために」を基本理念とし、子どもたちの心身の健やかな成長を願い、意義ある活動を推進する。
- 子どもたちの安心・安全を第一に考え、学校・地域と連携し協働する。
- 新しい生活様式に即したPTA活動を推進する。
- 保護者同士の連帯を大切にする。

3. 活動計画

本部役員会

- (1) 本部役員会の開催
- (2) 総会の準備・運営
- (3) 次年度へ向けて各委員会活動の再開検討
- (4) PTA全体活動の企画・運営
(学校・地域との連絡、会員の皆様への発信、卒業生記念品準備等)
- (5) 学校行事への参加・協力
- (6) 選考活動
- (7) 昭島市公立小学校PTA連絡協議会活動
- (8) 地域活動への協力

※新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに沿って、必要最低限に規模を縮小した活動を心がけて行います。

学級・学年委員会

今年度の活動は行いません。

広報委員会

今年度の活動は行いません。

地域委員会

今年度の活動は行いません。

交通安全委員会

今年度の活動は行いません。

令和2年度 PTA会費・予算

自 令和 2年4月 1日
至 令和 3年3月31日

1. 一般会計口

《収入の部》 ・今年度に限り、PTA活動縮小のため会費を減額し、
1世帯500円といたします

項 目	予 算 額	摘 要
前年度繰越金	217,612	
会費（保護者）	210,500	421会員×¥500
会費（教職員）	175,000	35会員×¥500
合 計	445,612	

（世帯数 421世帯、児童数 529名、教職員数 35名）

《支出の部》 ・今年度に限り、各委員会の予算は取っておりませんが、活動が再開され、
会議、印刷、行事など行う時はPTA活動費より算出いたします

	項 目	予 算 額	摘 要
運 営 費	備品・消耗品費	50,000	印刷用紙代、インク・トナー代、事務用品代等
	全体委員会費	0	委員会費等
	渉外費	30,000	昭島市小学校PTA協議会 会費、交通費等
活 動 費	PTA活動費	200,000	会議費、腕章代、卒業記念品代、行事費等（各委員会活動も含む）
	学級・学年委員会費	0	
	広報委員会費	0	
	交通安全委員会費	0	
諸 費	分 担 金	8,500	昭島市小学校PTA協議会 分担金
	見舞・慶弔費	10,000	
	団 体 保 険 料	50,000	PTA行事総合補償保険料
	積 立 金	30,000	積立口へ移行
	予 備 費	67,112	
	合 計	445,612	

注1)一般会計は、費目間の流用ができるものとする。

2. 積立口

項 目	金 額	摘 要
前年度まで 積立金	120,000	
令和2年度 積立金	30,000	10周年行事分積立
合 計	150,000	

つつじが丘小学校PTA会則

第一章 総則

名 称

第1条 本会は、つつじが丘小学校PTAと称し、所在地をつつじが丘小学校（昭島市つつじが丘2-1-30）内におく。

目 的

第2条 本会は、児童の健全な育成のため、学校、家庭が協力し、また、併せて会員の教養を高めると共に、親睦を図ることを目的とする。

会 員

第3条 本会の会員は、本校児童の保護者又は、それに代わる人（以下「保護者」という）と教職員とによって構成される。

方 針

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の方針に従って活動する。

- 1 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。
- 2 本会は自主独立のものであって、他の団体又は機関の支配や干渉をうけない。
- 3 政治、宗教、営利を目的とする活動は行なわない。
- 4 小学校地域内の関係諸団体又は機関との有効な関係を構築し、連携して活動を行う。
- 5 その他、会の目的を果たすための必要な活動を行う。

第二章 本部役員および会計監査

第5条 本会に次の本部役員をおく。

- | | |
|-------|---------------------|
| 1 会 長 | 1名 |
| 2 副会長 | 3名以上（保護者2名以上、副校長1名） |
| 3 会 計 | 2名以上 |
| 4 書 記 | 2名以上 |

第6条 本会に会計監査をおく。

会計監査 2名

第7条 校長は各会合に出席し、本会のすべての運営に関し職務上必要な意見をのべることができる。

選 出

第8条 本部役員および会計監査の選出は、別に定める「本部役員及び会計監査の選出に関する細則」による。

任 務

第9条 本部役員および会計監査の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務の執行、財産の管理などいっさいの責任を負う。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は本会のすべての経理の事務を司る。
- 4 書記は諸会議の通知、記録事務にあたる。
- 5 会計監査は会計を監査し、その結果を総会に報告する。

任 期

第10条 本部役員および会計監査の任期は、定期総会から次の定期総会までとし、再選は妨げない。

欠員補充

第11条 欠員の補充は次の場合に行うものとする。

- 1 会長が欠員となった場合、副会長のうち1名が会長代理となり残りの任期を務める。
- 2 本部役員および会計監査が欠員となった場合、補充することができる。

第 三 章 委 員 会

委 員

第12条 本会に次の委員をおく。

- 1 学級・学年委員
- 2 広報委員
- 3 地域委員
- 4 交通安全委員

選 出

第13条 委員の選出は、次の方法による。

- 1 学級・学年委員は各学級より1名選出する。ただし1学年が1学級の場合は2名選出する。
- 2 広報委員は各学年より学級数の人数を選出する。ただし1学年が1学級の場合は2名選出する。
- 3 地域委員は各学年より学級数の人数を選出する。ただし1学年が1学級の場合は2名選出する。
- 4 交通安全委員は各学年より学級数の人数を選出する。ただし1学年が1学級の場合は2名選出する。
- 5 杉の子学級からは学級・学年委員2名を選出する。広報委員・地域委員および交通安全委員の選出は免除とする。
- 6 教職員からの選出については学校に一任する。

第14条 第12条に定める委員の委員長、副委員長、会計、書記は委員の互選によるものとする。

職 務

- 第15条 学級・学年委員は、相互に協力連携しながら以下の活動を行う。
- 1 学級の代表として学級と学校間の連絡・調整を行い、必要に応じ活動を実施する。
 - 2 選考委員を兼務する。(第33条参照)
- 第16条 広報委員は、PTA広報誌の発行およびその他の広報活動にあたる。
- 第17条 地域委員は、ウィズユースを始めとする地域の外部団体の活動に協力する。
- 第18条 交通安全委員は、児童の交通安全に関わる活動を行う。

任 期

- 第19条 委員の任期は、定期総会から次の定期総会までとし、再選を妨げない。

第 四 章 会 議

- 第20条 本会の会議は次の通りとする。
- 1 総会
 - 2 本部役員会
 - 3 全体委員会
 - 4 各種委員会
 - 5 選考委員会
 - 6 他、必要と認められるもの

総 会

- 第21条 定期総会および臨時総会は、最高議決機関であり会長がこれを招集する。臨時総会は、全体委員会が必要と認めた場合、または会員の10分の1の要請があった場合に開催することができる。
- 第22条 総会は次の項目を審議・決定する。
- 1 事業報告および決算報告
 - 2 事業計画および予算案
 - 3 本部役員および会計監査の承認
 - 4 会則の改正
 - 5 その他の重要事項
- 第23条 総会は会員の過半数（委任状を認める）をもって成立する。議決は出席者の過半数の賛成をもって決定する。議長は互選により選出する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

本部役員会

第24条 本部役員会は本部役員と第14条に定める委員長および杉の子学級 学級・学年委員で構成し、会長がこれを招集する。会務について企画、立案、調整および緊急事項を協議する。

第25条 本部役員会は緊急事項の協議、実施をおこなう場合、必要に応じて実行委員会を設立することができる。

第26条 会議の議決は構成員の過半数をもって成立する。賛否同数の場合は、会長がこれを決する。

全体委員会

第27条 全体委員会は総会に次ぐ議決機関であり、会長がこれを招集する。本部役員および委員をもって構成する。

第28条 全体委員会は本会の運営を円滑にするために細則を設けることが出来る。細則は全体委員会の承認により成立し、総会に報告する。

第29条 会議の議決は構成員の過半数をもって成立する。賛否同数の場合は、会長がこれを決する。

第30条 全体委員会は原則として公開する。会員は必要に応じて会を傍聴することができる。

各種委員会

第31条 各種委員会は第12条に定める委員をもって構成し、委員長が随時招集し、職務に関する事項を協議する。

第32条 会議の議決は構成員の過半数をもって成立する。賛否同数の場合は、委員長がこれを決する。

選考委員会

第33条 選考委員会は、学級・学年委員で構成し、次年度の会長および副会長候補を選出する。

第34条 会議の議決は構成員の過半数をもって成立する。賛否同数の場合は、委員長がこれを決する。

第五章 会計

第35条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもって当てる。

会費

第36条 会費は一世帯一口とし、年額 1,200 円とする。

- 1 転入者の会費は、年額を 12 分割した月割で計算し徴収する。会費計算に転入月を含む。
- 2 転出者への会費の返却は、返金申請があった場合にのみ行う。金額は年額を 12 分割した月割で計算する。返金計算に転出月は含まない。

会計年度

第37条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 緊急事態等、通常の活動が行えない場合の対応

第38条 緊急事態等、確たる理由のもと、通常の PTA 活動が行えない場合は、学校と協議の上、PTA 会長の決済により対応措置を講ずるものとする。

- 1 PTA 本部は学校と協議の上、PTA 活動の変更及び活動の有無を決定する権限を有する。尚、決定事項の有効期限は該当年度のみとする。
- 2 総会の開催が不可能である場合には、書面をもって報告、決議、承認を行うことができるものとする。
- 3 PTA 本部には相談役として、役員経験を有する既卒の保護者の中から、本部の運営を補助する目的の人員を配置することができる。人選においては学校と協議の上決定する。
尚、相談役の期限は配置された年度内とし、やむを得ない場合は該当年度の業務が終了するまでとする。
- 4 その他、ここにはない事態が生じ対策を講じる場合、PTA 本部は学校と協議の上、PTA 会長の決済において別途対応措置を検討し施行する権限を有する。

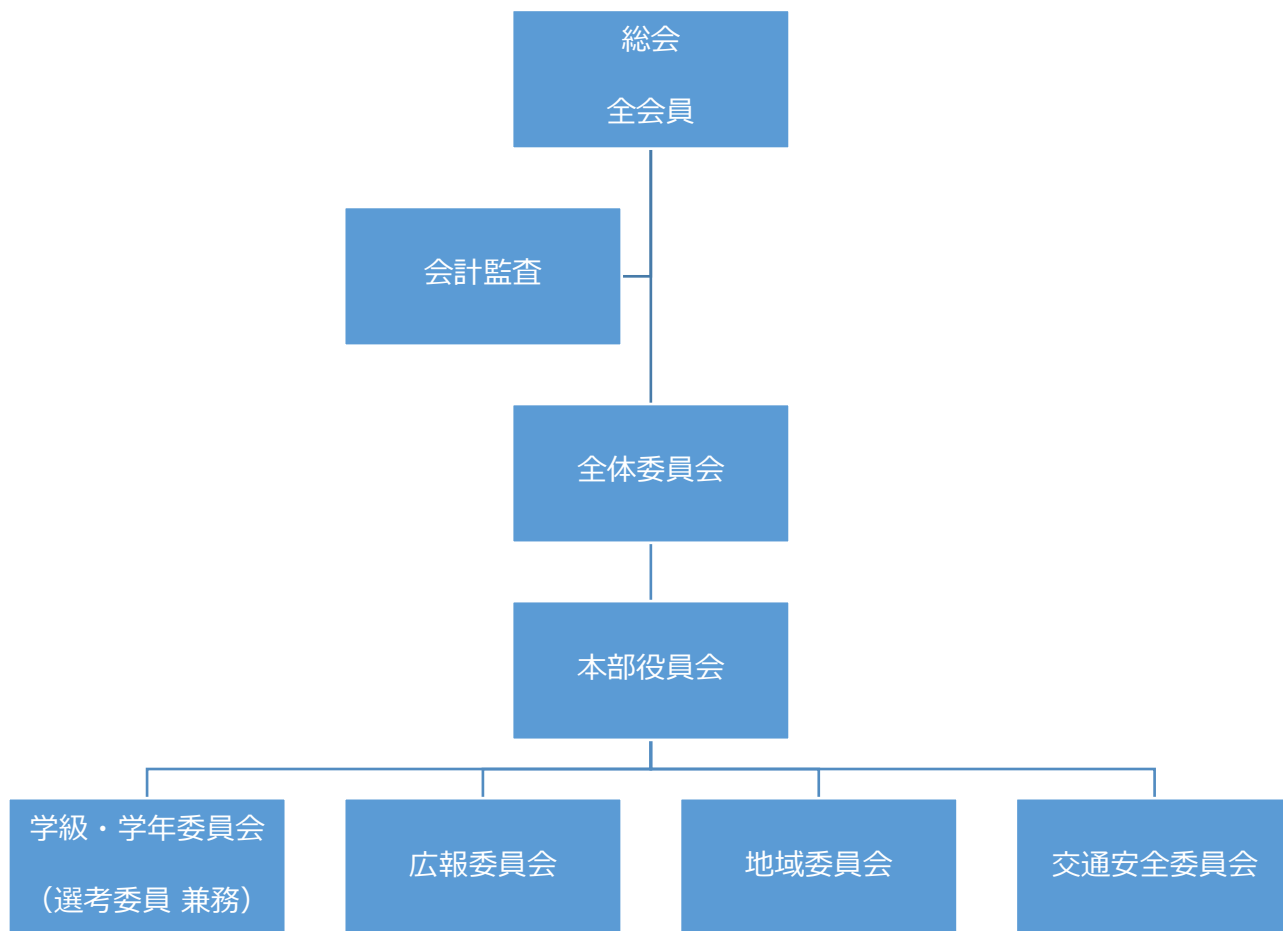
第七章 補則

第39条 本会則を改正する場合は、総会の議決を経なければならない。

付則

1. 本会則は、平成28年5月14日から適用する。
2. 設立初年度の会長ならびに本部役員を選出は、第13条の規定にかかわらず、細則IV「開校年度における本部役員選出に関する細則」による。
3. 設立初年度の事業計画および予算は、第21条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. 平成29年 1月20日 会則一部改正
平成30年 5月12日 会則一部改正
令和 2年 7月21日 会則一部改正

組織図



細則Ⅰ 本部役員および会計監査の選出に関する細則

会長および副会長の選出

第1条 会長および副会長は会員の中の推薦候補者から、選考委員会が候補を選出し、総会の信任を得て決定する。推薦候補者受付の任は、選考委員会が当たる。

選考委員会

第2条 選考委員会は、会則33条により構成される。

第3条 選考委員が会長および副会長候補になった場合には本会を辞任する。

第4条 本部役員および会計監査の選出は、次の通りとする。

- 1 本部役員候補者は、全学年より6名以上（副会長含め）を選出する。本部役員候補者選出の任は、本部役員会が当たる。
- 2 選出された本部役員候補者の互選において、書記、会計を選出する。
- 3 会計監査候補者は、前年度本部役員の中から選出する。選出の任は、選考委員会が当たる。

第5条 前条により選出および推薦された会長、副会長、書記、会計および会計監査委員は、総会において承認を受け決定する。

細則Ⅱ P T A 慶弔災害見舞金に関する細則

第1条 慶弔災害見舞

- 1 本細則は会員および在学児童に対する慶弔見舞いに関し適用される。
 - (1) 会員および児童が死亡した場合の弔慰金

ア、会員の場合	5,000円
イ、在学児童の場合	5,000円
- 2 本細則は会員が火災その他の被害にあった場合、本部役員会において協議し見舞金をおくる。その他規定にない事項で必要のある場合は、金額も含め本部役員会で協議決定する。

細則Ⅲ 細則の改正

第1条 本細則の改正の必要が生じた場合、本部役員会の協議を経て全体委員会により決定する。

細則Ⅳ 開校年度における本部役員選出に関する細則

第1条 本校の開校前年度において、つつじが丘小学校PTA準備委員会を設立する（以下、準備委員会）。準備委員会は、旧つつじが丘南小学校PTAの各学年から1名および杉の子学級から1名、旧つつじが丘北小学校 北小の会の各学年から1名を選出する。準備委員は開校年度の本部役員候補とする。

第2条 本校の開校年度において、会長候補および副会長候補を、旧つつじが丘南小学校から1名、旧つつじが丘北小学校から1名を選出する。

付則

1. 本細則は、平成28年5月14日から適用する。
2. 平成29年 1月20日 細則一部改正
平成30年 5月12日 細則一部改正
平成31年 1月26日 細則一部改正